

第7回 福岡市消費生活審議会 会議録

- ・開催日時 平成21年3月26日 午前10:00～午前11:55
- ・出席委員 13名(欠席1名)
- ・傍聴人 なし

○開 会

市民局 生活安全・危機対策部長 挨拶(挨拶後退席)
会議の公開決定(傍聴者なし)

○部会報告

「福岡市における消費者教育・啓発の今後のあり方について(報告)」にもとづき部会長より報告。

(質 疑)

会 長：ただいまの報告を基に審議し、市長への意見として提出したいので、質問や意見を求めたい。

A委員：高齢者の周りにいる人が、被害発見時に連絡する専用のホットラインのシステムを福岡県では進めているが、市にはそういったものは、あるのか。

事務局：福岡市消費生活センターでは、通常の相談として対応しており、特に専用のホットラインはない。ただ、ご近所ボランティア以外にも、ふれあいネットワークなどの地域で見守り活動を行う団体や公民館などへ消費生活センターからの情報提供を開始している。

会 長：ふれあいネットワークとは、どのような組織か。

事務局：ふれあいネットワークは市・区社会福祉協議会と連携し、高齢者等の地域での見守りを行う、福祉関係の組織である。

会 長：そのような組織との連携についても触れておく必要があると思う。

部会長：報告書としては、ご近所ボランティアに焦点を絞っているが、報告書3ページ上から8行目の「日頃から地域で高齢者と接する機会の多い方々」として、ふれあいネットワークなど地域のネットワークシステムも報告書に織り込んだ方がよいだろう。ただ、被害発見時の対応については、啓発と別個の話になると思う。それについては必要に応じて市で検討すべきではないか。

会 長：では、様々なネットワークを生かしつつ高齢者対象の啓発事業を進める旨織り込むこととする。

B委員：報告書4ページ4行目の「日頃、高齢者と接する機会が多い民生委員などを通じて、」を「日頃、高齢者と接する機会が多い民生委員、ホームヘルパーなどを通じて、」の方が、今後の方向性としては、イメージしやすいと思

われるかどうか。

事務局：民生委員は約2,500人、ふれあいネットワークのスタッフは約8,000人いるが、一律に活動に加わってもらうのは難しい。その中で特に意欲のある方にご近所ボランティアとして手を挙げて、活動に携わってほしいと考えている。その点は、ご理解いただきたい。

部会長：ホームヘルパーに、ご近所ボランティアになってもらうというのは、ルートの的に可能だろうか。

B委員：ホームヘルパーに、ご近所ボランティアになってもらうということだけでなく、今後の方向性として、ホームヘルパーから高齢者に消費者被害情報を伝えてもらうようにする、ということによいと思う。

C委員：高齢者の家庭に入っていくホームヘルパーの消費者被害の気付きというのは重要であると思う。

事務局：おっしゃるとおりで、現在でも、ホームヘルパーが発見した消費者被害情報を地域包括支援センターから受けている。

会 長：新規の事業についての提言だけではなく、市が従来から行っていることについても、意見書の中では、触れておいた方がよいと思う。

D委員：部会長からのお話でもあったが、地域では、「啓発情報の提供」と「被害情報の吸い上げ」の2つの課題があると思う。啓発情報の提供については報告書で特に問題はないと思うが、被害情報の吸い上げについては、「被害者のプライバシーの問題」と「民生委員などの被害情報の受手の負荷」の問題がある。啓発からさらに踏み込んで、そういった話になるのであればきちんと検討する必要がある。

会 長：それでは、報告書4ページ4行目の「日頃、高齢者と接する機会が多い民生委員などを通じて、」を「日頃、高齢者と接する機会が多い民生委員・ホームヘルパーなどを通じて、」とすることと、今後の啓発や見守りを行うネットワークづくりに努力してほしい旨織り込むことにする。

E委員：学校現場と連携した消費者教育についてであるが、高校3年生対象の2時間程度の出前講座で、どれほどの効果があるのか疑問である。利息の計算など、生活に密着した内容を授業の中にきちんと組み込んでもらう必要がある。むしろ、関連資料の収集整理に重点を置くべきではないか。PTAへの情報発信も大切である。

D委員：利息の計算が判っても、1万円を稼ぐ大変さを実感するのは難しい。また、「悪質商法をなぜやってはいけないのか、それは、泣く人がいるからだ」というのは、道徳の問題にもなってくる。消費者教育は、教育の根本の所の問題であろう。

部会長：個別の知識ではなく、ある問題に対して総合的に、合理的な判断ができるか。それは、つまるところは、人間教育である。その中で、実際できることは何かということをご今回具体的な提言として挙げている。私も、今年に入ってから出前講座に協力して、50分の中で高校3年生に対して話したが、それなりの手応えはあったと思う。

E委員：高校3年生対象の出前講座の申し込みは増えているのか。

事務局：市内に高校は41校あるが、申込件数については、平成20年度は、市立4校、県立2校、私立1校の計7校であった。

会長：その中で、市内全高校で行うという提言は、大きな意味があると思う。

事務局：市では、平成18年1月に消費者教育推進連絡会議を立ち上げ、教育委員会など関係機関と連携を図っていた。高校3年生対象の出前講座については、啓発部会の途中経過も踏まえ、教育委員会との連携を生かし、まず、市立4校に呼びかけて開始したものである。授業における、市立の小中高等学校の消費者教育については、学校の方で学習指導要領に基づき、きちんと取り組んでもらっていると考えている。

会長：学習指導要領に基づいて、きちんと取り組んでいるということだが、学生の話聞いた限りでは、実態として、きちんと取り組まれている、というのは、かなり疑問である。消費生活センターとしては、消費者教育の重要性を教育委員会にきちんと理解してもらおうよう努めてほしい。

事務局：消費生活センターとしては、市立の小中高等学校では、消費者教育をきちんと行っていると考えている。また、今年度の県立の高校入試の問題では、クレジットの仕組みとクーリング・オフについての設問が各1問あった。

会長：入試に出ると言うことであれば、取り組みも違うだろう。

A委員：報告書4ページ下から8行目からの「消費者の権利を守ることは、地方公共団体の責務ではあるが、すべての高齢者を悪質商法被害に遭わないように見守ることは不可能である。」とあるが、不可能であると断定する必要はないと思う。

部会長：確かに、「困難である」の方が妥当だと思う。

会長：同様のことだが、報告書3ページ下から7行目からの「行政だけでは、きめ細かに地域での消費者啓発事業を推進していくことは困難であることから、」4ページ上から10行目の「一方、すべての啓発活動を行政だけに委ねることは、現実的でない。」といった表現が出てくるが、市に対しては、「力を入れてやれ」というメッセージが必要であると思う。

D委員：確かに、表現的に、行政が地域に丸投げしていることを認めているような印象を受ける。

会長：では、そういった趣旨を踏まえて、修正を行うこととする。

○事務局報告

・平成21年事業計画について

「平成21年度福岡市消費生活センター事業計画」にもとづきセンター所長が平成21年度消費生活センター事業計画を説明。

(質 疑)

B委員：地方消費者行政活性化基金による啓発事業により相談件数が増えると思われるが、相談員の増員はないのか。

事務局：相談件数は実態としては、減少している。平成16年度27,613件、平成17年度21,459件、平成18年度18,003件、平成19年度16,442件で、平成20年度も前年度より減少の見込みである。また、地方消費者行政活性化基金についても、「3年間限定」、「既存の事業に充当できない」、「人件費に充当できない」、といった3つの制約があり、相談員の増員には使えない。

B委員：過去、相談件数が多かったのは架空請求によるものであり、困難な案件は増えていると思う。消費生活相談員養成事業は、国民生活センターの消費生活専門相談員の資格をとるものか。

A委員：消費生活相談員養成事業は、県の事業になるが、国民生活センターの消費生活専門相談員の資格をとるものではない。

F委員：資料2枚目の右上にある150億円とはどういう数字であるのか。

事務局：国の2次補正で都道府県に交付されることとなった、地方が3年間で使える分の合計金額である。

F委員：もっと予算をとれなかったのは、地方消費者行政活性化基金の制約のためか。

事務局：先ほど述べた3つの制約により、どうしても、限定された事業にならざるを得ないということはある。しかし、現在の社会情勢の中で、平成21年度で、884万円にも上る地方消費者行政活性化基金は、例年の消費者行政予算の1割以上であり、大きいと思う。

G委員：改修工事を行うといってもパーティションの設置程度だと思う。その程度であれば、通常設計は、必要ないのではないか。

事務局：地方消費者行政活性化基金の事業については、会計検査の対象であり、きちんとした設計に基づいて施行する必要があるので、ご理解いただきたい。

会 長：（質疑なし）それでは、これで本日の議事を終了する。

○退任委員挨拶

○閉 会

市民局生活安全・危機対策部消費生活センター所長 挨拶

閉 会